

リスク管理の体制

当行のリスク管理体制についての概要は別冊本編51ページに記載しております。

統合的リスク管理

自己資本管理

当行では、業務において保有するすべてのリスクに見合う十分な自己資本を確保していくため、「自己資本管理規程」を定め、資本配賦・ストレステスト・自己資本比率にて自己資本管理を実施しております。

資本配賦については、ALM会議でその方針を検討の上、常務会において決定し、半期ごとに見直しを行っております。具体的には、自己資本比率算出における自己資本である「コア資本」を配賦資本原資とし、主要なリスクに配賦しております。配賦額は、過去のリスク量実績と総合予算・業務運営方針等を考慮した予想リスク量から決定しております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の経営状態の悪化等により貸出金の元本や利息が回収できなくなることや有価証券の価値が減少することで損失を受けるリスクをいいます。このうち、特に、海外の与信先の属する国における外貨事情や政治・経済情勢等の変動により損失を受けるリスクをントリー・リスクといいます。

当行では、「信用リスク管理規程」により、管理態勢を定め、また、信用リスクに関する総合的な管理態勢の整備・確立をはかるため、リスク統轄部担当役員を委員長とする「信用リスク管理委員会」を設置し、信用リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク統轄部信用リスク管理担当では、内部格付・自己査定制度、償却・引当など信用リスク管理の企画・統轄を行うとともに信用リスクの計量的な分析・把握を行っています。加えて、特定の取引先、特定の業種等と与信が集中していると、環境の変化等に伴い、大きな損失が発生する可能性があるため、さまざまな角度からポートフォリオの状況を分析し、過度な与信集中が起こらないよう管理しております。信用リスク量や与信集中状況については、毎月の信用リスク管理委員会に報告を行っております。

また、資産の健全性の維持・向上のために、連結子会社を含め、資産の自己査定を実施し適正な償却・引当を行っているほか、監査部に専門担当部署として資産監査室を設け、自己査定の実施状況およびこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。

一方で、個別与信管理においては、営業部門から独立した審査部門として融資審査部を設け、厳格な審査を行っております。与信を行うにあたっては、融資審査部内の格付審査の担当が与信先の財務状態、技術力、将来性等に基づき債務者格付の付与を厳格に行い、それを踏まえ、融資案件審査の担当が資金使途や返済原資と合わせ総合的に返済能力を判断しております。

また、行員の階層別の融資業務研修を実施するなど審査能力の向上にも注力しております。

あわせて、融資審査部内に経営支援室を設置し、各種の経営改善支援策を通じて経営不振先の抜本的な事業再生をはかり、当行資産の健全化に取り組んでいるほか、自己査定結果に基づき、与信先に対して、個別に対応方針を策定するとともに、継続的なモニタリングを通じ、業況の変化に応じた対応を実施するなど、リスク管理の強化に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、市場の金利変動により調達と運用の利鞘が縮小または逆転することを指す金利リスクや、市場価格の変動によって損失を被る価格変動リスクなどをいいます。市場価格の変動は、当行が損失を被るリスクを内包している反面、一方では、収益を得るチャンスでもあるため、リスクを回避するだけでなく、安定した収益の実現を含めた管理体制の整備が重要となっています。

当行では、「市場リスク管理規程」を定めるとともに、リスク管理態勢を整備し、十分な市場リスク管理を実施しております。また、所管部であるリスク統轄部においては、預金・貸出金・有価証券等の資産・負債から発生する市場リスクを一元的に把握し、管理しております。

具体的には、当行の資産・負債に対し、「VaR（バリュエーション・アット・リスク）」、「 Δ EVE（金利ショックに対する経済的価値の減少額）」等を計測し、リスク管理・分析を行うほか、さまざまなストレスシナリオを前提としたストレステストを実施して、リスクチェックに活用しています。また、バックテスティングを通じて、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性についても検証しております。

また、有価証券、デリバティブ取引などの市場取引に対しては、市場リスクを適切に管理するため、適正かつ正確な時価の定期的な計測と把握に努めるとともに、自己資本・業務純益といった当行の体力や収益とのバランスを考慮した上で、ポジション枠・損失限度額等のリスク許容度を設定し、保有するポジションのリスク管理を行っております。特に、株式等にかかるリスクに対しては、自己資本および株式等の評価益をもとにリスク許容度を設定し管理する方針としており、日々のポジション・損益、リスク量を算出し、計数を経営陣に報告する等、十分なリスク管理を行っております。さらに、当行および連結子会社が保有している株式等については、6か月毎に実施する自己査定を通して正確な実態把握に努めており、実施した自己査定の結果は、監査部にて監査しております。

なお、これらのリスク管理方針については、半期毎に見直しを行っており、算出した各リスク量は、毎月のALM会議において報告し、資産・負債構成の適正化やリスクヘッジ等の対応策を検討し、戦略的なリスクマネジメントに努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間隔ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて、損失を被るリスク、ならびに市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、資金の運用・調達残高の予想・検証を入念に行うことにより、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、市場からの調達可能額を常時把握する体制をとり、流動性リスクに備えております。

また、流動性ストレステストを定期的実施し、予期せぬ資金流出が発生した場合における資金繰りへの影響についても検証を行っております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当行では、①事務リスク、②情報セキュリティリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスクに分類して管理しております。

当行では、オペレーショナル・リスク管理の基本方針を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、オペレーショナル・リスクを構成する個々のリスクを各リスク主管部が専門的な立場からそれぞれ管理し、オペレーショナル・リスクの管理部門であるリスク統轄部がこれを総合的に管理しています。

また、オペレーショナル・リスク管理を重要な経営課題の一つであると位置付け、リスク統轄部担当役員を委員長とする「オペレーショナル・リスク委員会」を設置して、オペレーショナル・リスクにかかる問題点を一元的に管理し、対応策を組織的に協議する体制としています。

さらにグループ会社も含めてオペレーショナル・リスクを特定・評価する統制自己評価（CSA）を実施しているほか、発生した損失事象のデータ収集および分析に取り組み、年度毎に認識した課題を取りまとめた「オペレーショナル・リスク管理プログラム」を策定してリスク管理のPDCAサイクルを有効に機能させることで、リスク顕在化の未然防止および顕在化時の影響極小化に努めています。

これらの管理態勢について監査部が毎年監査を実施し、リスク管理上の問題点を把握した場合は、経営へ報告を行い、本部各部による改善指導を通じて厳正かつ確かな業務の執行に努めています。

□CSA（Control Self Assessment）

銀行業務に内在するリスクを洗い出し、重要性・脆弱性の両面からリスクコントロールの有効性を評価し、検証する方法。

①事務リスク管理

事務リスクとは、事務ミスや不正等が起こることによって損失を被るリスクをいいます。当行では、お客さまからの信用は正確な事務処理からとの考えに基づき、各種事務手続の規程化や、事務処理の集中化、システムの活用によるチェック機能の強化により、人為的なミスの発生や不正の起こりにくい事務処理体制の構築を進めています。

このほか、事務リスクの低減に向けて、監査などによる内部牽制、臨店指導、研修およびeラーニングシステムの利用などにより、「事務事故の未然防止」、「事務品質（正確かつ迅速な事務水準）の向上」に取り組んでおります。

②情報セキュリティリスク管理

情報セキュリティリスクとは、情報資産（情報と情報システム）の安全性（機密性・完全性・可用性）が侵害されることにより損失を被るリスクをいい、当行ではこれを「情報リスク」と「システムリスク」に分類し管理しております。

□情報セキュリティ

組織固有の情報や情報システムを、①正当に保護し（機密性）、②真正な状態を保ちつつ（完全性）、③必要時に有効に利用できる（可用性）状態を確保することをいいます。

当行はお客さまに関する情報を含め多くの情報を保有しております。また、情報を取得、蓄積する仕組みとして、かつ蓄積された膨大な情報を有効に活用するため、各種の情報システムを構築しております。これらの情報資産を適切に保護し管理することは当行の社会的責任であり、お客さまの保護および利便性向上の観点から極めて重要であると考えております。

このような中、当行においても行内LANの利用やインターネットの接続等、情報を処理する環境や手段が拡大・多様化しており、情報漏洩、改ざん、破壊など情報セキュリティ面の脅威に対して、管理体制を強化することが、極めて重要となっております。

当行では、これらの状況に対応するため、情報資産の保護に向けての安全対策に関する基本方針として「情報セキュリティポリシー」を、また、より具体的な安全対策基準として「情報セキュリティスタンダード」を制定し、本部・営業店に情報セキュリティ管理責任者を設置するなど、万全の管理体制を構築するとともに、お客さまに関する情報の管理の徹底に努めております。

また、個人情報保護法や番号法等に基づく個人情報および個人番号の取扱ルールとして「個人情報取扱規程」を制定し、プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）を定めるなど、当行が保有する個人情報等を適切に保護する体制のさらなる強化をはかっております。

◇情報リスク管理

情報リスクとは、「情報」の喪失・改ざん・不正使用・外部への漏洩等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、お客さまに関する情報を含め保有する膨大な情報を適切に管理するため、保護すべき情報を重要度に応じて分類し、重要度が高い情報に対してはその重要度に応じた管理方法を定めるなど、情報保護の徹底に努めております。

また、行内LANにて使用・保存するデータに対しては暗号化を施すとともに、アクセス権限も厳格に管理しております。

さらには、「イメージファイリングシステム」などを用いた帳票類の電子化・ペーパーレス化の推進やICタグを用いた伝票や帳票などの書類の保管と廃棄を確実に行う「書類集中保管システム」、文書保存業務をシステム管理する「文書保存台帳システム」を導入するなど、情報リスクに対しさまざまな安全管理対策を積極的に実施しております。

◇システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンや誤作動等、「情報システム」の不備等に伴い損失を被るリスク、さらにそれらが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。銀行業務の多様化・高度化や取引量の増加に伴い、コンピューターシステムは欠くことのできない存在となっていることから、システムリスクを回避するための安全対策は、お客さまに質の高いサービスを提供する上で、極めて重要なことといえます。当行では、基幹システムを最新の機能を備えた「地銀共同センター」へ移行しておりますが、同センターは東西2センターによる相互バックアップ方式を採用するなどの安全対策を講じております。また、システム障害発生時の詳細な対応方法やサイバー攻撃などのコンピューター犯罪・事故を未然に防止するためのルールを行内規程等に定め、システムリスクに対し万全の体制で臨んでおります。

③法務リスク管理

法務リスクとは、顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失（監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）など、法令違反の行為等により損失を被るリスク、およびこれに類するリスクをいいます。

当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、取締役会で決定した基本方針、コンプライアンス・プログラム等に基づき、体制・規程の整備、行員教育等を行い、法務リスク顕在化の防止に努めるとともに、万一、顕在化した場合でも、コンプライアンス委員会等で管理・協議し、経営への影響を極小化するための対応策を講ずることとしております。

④人的リスク管理

人的リスクとは、人事管理上の問題や不適切な職場労働環境、差別的な行為等により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、「人的リスク管理規程」を制定し、人的リスクの適切な管理に取り組み、働きやすい職場環境の確保と健全な職場環境の維持に努めております。

⑤有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、自然災害、社会インフラの停止、テロ等の外部事象の発生の結果、または業務上の有形資産の毀損等により損失を被るリスクをいいます。

当行では、さまざまな事故や災害に備え、「非常事態対策マニュアル」や「コンティンジェンシープラン」等を整備するとともに、定期的な点検・訓練を実施することにより、有形資産リスクの回避、削減に努めております。

■ マネー・ローndリング等リスク管理

別冊本編54ページに記載しております。

■ 評判リスク管理

評判リスクとは、お客さまや市場の間で当行の評判が悪化することにより、損害を被るリスクをいいます。

当行では、「評判リスク管理規程」を制定し、評判リスクの軽減策・顕在化防止策・顕在化または顕在化の恐れがある場合の対応策等について定め、評判リスクの抑止・極小化に努めております。

■ 緊急事態への対応

犯罪、地震・火災等の災害、システム障害等の発生や金融不安、情報セキュリティリスク、市場リスク等諸リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、「非常事態対策本部設置規程」等を制定しており、緊急事態発生時には「非常事態対策本部」を設置し、一元的に指揮・命令を行う体制としています。具体的な対応手順として「コンティンジェンシープラン」を整備し、それに基づく訓練や見直しを定期的に行うことで対応強化をはかっております。

また、万一の大規模な自然災害、感染症の蔓延等の危機発生時において、早期に被害の復旧をはかり、必要最低限の業務を継続するための業務継続計画（BCP）として「災害等危機管理規程」を制定し、地域住民のみならずの生活や経済活動維持に努めること等を「業務継続の基本方針」として、大規模地震や新型インフルエンザ発生を想定した詳細なマニュアル・手順書を策定するなど、より強固な危機管理態勢の構築に向けた取り組みを進めております。